

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	東松山市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

東松山市長

## 公表日

令和4年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務において使用する。</p> <p>①介護保険被保険者資格管理、受給者資格管理や被保険者証等の各種証書の交付・再交付に関する事務</p> <p>②利用者負担割合の判定に関する事務</p> <p>③介護保険料の算定に必要な情報等の照会に関する事務</p> <p>④賦課情報の被保険者・関係機関への通知等に関する事務</p> <p>⑤保険料の減免・徴収猶予に関する事務</p> <p>⑥保険料の徴収・滞納者の管理に関する事務</p> <p>⑦保険給付の制限に関する事務</p> <p>⑧介護保険要介護認定手続き等に関する事務</p> <p>⑨福祉用具購入費・住宅改修費、その他介護保険給付の支給に関する事務</p> <p>⑩高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給に関する事務</p> <p>⑪特定入所者介護(予防)サービス費等の支給に関する事務</p> <p>⑫介護予防・日常生活支援総合事業における利用者負担割合の判定に関する事務</p> <p>⑬介護予防・日常生活支援総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関する事務</p> <p>⑭保険者事務共同処理業務</p> <p>高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>※当市では、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(※)、中間サーバー</p> <p>※国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、暗号化した受給者情報異動連絡票や給付実績等のデータの送受信を行うシステム。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 68の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項</li> <li>・別表第二主務省令 第46、47条</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 高齢介護課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-22-7731 e-mail: koureikaigo@city.higashimatsuyama.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年9月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年9月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[      ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[      ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[      ] 接続しない(入手)      [      ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [      ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I 1. ②事務の概要	介護保険法にのっとり、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理 ②介護保険料の算定に必要な情報等の照会 ③賦課情報の被保険者・関係機関への通知等 ④減免・徴収猶予に係る申請等 ⑤要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出等 ⑥福祉用具購入・住宅改修費・その他償還払いに係る申請等 ⑦高額介護サービス費等の支給申請等 ⑧負担限度額認定等の申請等	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収を行う。 特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①介護保険被保険者資格管理、受給者資格管理や被保険者証等の各種証書の交付・再交付に関する事務 ②介護保険料の算定に必要な情報等の照会にかかる事務 ③賦課情報の被保険者・関係機関への通知等に関する事務 ④保険料の減免・徴収猶予に関する事務 ⑤保険料の徴収・滞納者の管理に関する事務 ⑥保険給付の制限に関する事務 ⑦介護保険要介護認定手続き等に関する事務 ⑧福祉用具購入費・住宅改修費、その他介護保険給付の支給に関する事務 ⑨高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給に関する事務 ⑩特定入所者介護(予防)サービス費の支給に関する事務 ⑪介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する事務 ⑫保険者事務共同処理業務 ※介護保険法第41条第10項に基づき、保険者は国民健康保険団体連合会との間で委託契約を結ぶことにより介護保険関係事務の一部を委託することが認められており、東松山市においては埼玉県国民健康保険団体連合会に介護保険給付費審査支払事務や高額医療合算介護(予防)サービス費の事務における介護保険と公的医療保険の給付情報に関する突合の事務等を委託しており、国民健康保険団体連合会が受託事務を実施するにあたり、当市から個人番号が記載された「受給者情報異動連絡票・訂正連絡票」を提供している。	事後	各種事務の説明内容の修正、制度改正に伴う事務の追加、及び委託している介護保険関係事務の追加(委託先の特定個人情報ファイルの取扱者数を加えても取扱者数が500人を超えることはない)などの変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成28年4月15日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(※)、中間サーバー ※国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、暗号化した受給者情報異動連絡票や給付実績等のデータ送受信を行っている。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	介護保険関係事務の委託先である国保連合会とのデータの送受信を行うシステムを追加(個人番号を含む特定個人情報ファイルの提供は平成28年度から開始する予定)する変更であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成28年4月15日	I 5. ②所属長	高齢介護課長 小柳 直樹	高齢介護課長 山口 勉	事後	所属長の交代に伴う変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成29年4月12日	I 1. ②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収を行う。 特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①介護保険被保険者資格管理、受給者資格管理や被保険者証等の各種証書の交付・再交付に関する事務 ②介護保険料の算定に必要な情報等の照会にかかる事務 ③賦課情報の被保険者・関係機関への通知等に関する事務 ④保険料の減免・徴収猶予に関する事務 ⑤保険料の徴収・滞納者の管理に関する事務 ⑥保険給付の制限に関する事務 ⑦介護保険要介護認定手続き等に関する事務 ⑧福祉用具購入費・住宅改修費、その他介護保険給付の支給に関する事務 ⑨高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給に関する事務 ⑩特定入所者介護(予防)サービス費の支給に関する事務 ⑪介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する事務 ⑫保険者事務共同処理業務 ※介護保険法第41条第10項に基づき、保険者は国民健康保険団体連合会との間で委託契約を結ぶことにより介護保険関係事務の一部を委託することが認められており、東松山市においては埼玉県国民健康保険団体連合会に介護保険給付費審査支払事務や高額医療合算介護(予防)サービス費の事務における介護保険と公的医療保険の給付情報に関する突合の事務等を委託しており、国民健康保険団体連合会が受託事務を実施するにあたり、当市から個人番号が記載された「受給者情報異動連絡票・訂正連絡票」を提供している。	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務において、特定個人情報を以下の事務において使用する。 ①介護保険被保険者資格管理、受給者資格管理や被保険者証等の各種証書の交付・再交付に関する事務 ②利用者負担割合の判定に関する事務 ③介護保険料の算定に必要な情報等の照会に関する事務 ④賦課情報の被保険者・関係機関への通知等に関する事務 ⑤保険料の減免・徴収猶予に関する事務 ⑥保険料の徴収・滞納者の管理に関する事務 ⑦保険給付の制限に関する事務 ⑧介護保険要介護認定手続き等に関する事務 ⑨福祉用具購入費・住宅改修費、その他介護保険給付の支給に関する事務 ⑩高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給に関する事務 ⑪特定入所者介護(予防)サービス費等の支給に関する事務 ⑫介護予防・日常生活支援総合事業における利用者負担割合の判定に関する事務 ⑬介護予防・日常生活支援総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に関する事務 ⑭保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せ	事後	各種事務や委託事務に関する説明内容の修正であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成29年4月12日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(※)、中間サーバー ※国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、暗号化した受給者情報異動連絡票や給付実績等のデータ送受信を行っている。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	介護保険システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(※)、中間サーバー ※国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、暗号化した受給者情報異動連絡票や給付実績等のデータの送受信を行うシステム。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	一部文言の修正であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月13日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 ・別表第二主務省令 第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 ・別表第二主務省令 第46、47条	事後	番号法別表第二の改正及び主務省令の改正に伴う追記、その他の整理修正を行うものであり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 ・別表第二主務省令 第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 ・別表第二主務省令 第46、47条	事後	番号法別表第二の改正に伴う変更、その他整理修正を行うものであり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	I 5. ②所属長の役職名	高齢介護課長 山口 勉	課長	事後	軽微な記載事項の変更であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	II 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	II 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正による変更であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
令和1年10月1日	II 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年9月12日 時点	事後	時点修正であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
令和1年10月1日	II 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年9月12日 時点	事後	時点修正であり、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
令和1年10月1日	II 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	過去1年以内に特定個人情報の重大事故が発生したことから、しきい値判断に影響する。
令和1年10月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	—
令和1年10月1日	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	—
令和2年6月17日	II 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報の重大事故の発生の変更であるため、しきい値判断に影響する。
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第9号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 別表第二 93、94の項		番号法の改正に伴う修正